

まちネットニュース

社会教育の推進

まちづくりの推進

環境保全の推進

62号

URL . <http://www.machi-net.org/> に同時掲載しています。

発行責任者 NPO法人・まちづくりネットワーク

小池 貞三郎

〒306-0041 古河市鴻巣758番地 Tel・Fax 0280 47 0033

当法人は、三桜工業株式会社の支援により設立されましたNPO認証法人です。



環境保全の推進活動

改めて求められる緑化・森林の重要性

街中や事業場などでの緑化は、まちづくりに欠かせないアメニティーやストレス解消を提供します。また地球環境の視点からは、温暖化防止や生物多様性の保全に森林の保護や拡大策は極めて重要な役割を果たすこととなります。今回は京都議定書との関連も含めて森林について考えてみましょう。

森林の役割・・・産業活動面においても貢献・・・

いうまでもなく森林は、1. CO₂を吸収・貯蔵 2. 水質の浄化 3. 長期的視点からは海洋の浄化による海面からのCO₂の吸収促進 4. 生物多様性の保全 5. 洪水・渇水の緩和 6. 山岳部からの土砂などの流出防止などをはじめ多くの役割が上げられますが、木材製品など利用側面においても、再生産可能で加工時の使用エネルギーが他の素材よりも小さいために、温暖化防止に役立ちます。

森林を取り巻く国内外の状況

日本の森林面積は2千5百万ha(約7割)で、国土の2/3を占め、このうち人工林は1千万haで森林の40%を占め、その多くは間伐などの手入れが必要であり、育成に必要な整備が課題といわれています。

一方、世界的にみると1990年からの10年間に、熱帯地域では年間約1千2百万haの森林が消失しており、毎年、日本国土の1/3に相当する面積が減少、今なお歯止めがかかっていないといわれています。

世界の対応は・・・COP(気候変動に関する国際連合枠組条約)

1992年には世界各国が地球環境問題に対応するために「気候変動に関する国際連合枠組条約(COP)」が締結されて、温暖化防止の様々な措置が講じられてきました。

1997年に京都で開かれた「第3回締約国会議(COP3)」で、「京都議定書」が採択され、国別の温室効果ガスの削減目標が決議されたことは周知のとおりです。(2面に続きます。)

(1面からの続きです)

森林と京都議定書

京都議定書では、日本は基準となる1990年比で温室効果ガスの排出量を6%削減(現時点では排出量が増加しているため、実質的には15%程度の削減が必要)することが義務付けられています。2001年のCOP7では、森林等の二酸化炭素吸収量の削減値への参入上限値が決められ、日本は対基準年排出量の3.9%まで参入できることが認められました。京都議定書での森林吸収源の算定対象となる森林は次の三つです。

1. 過去50年間森林でなかった土地への植林(新規植林が行われた森林)
2. 1990年より前に森林ではなかった土地への植林(再植林が行われた森林)
3. 計画的に森林育成の手入れがされている森林(森林経営がされている森林)



二酸化炭素吸収量の確保への課題 (環境省・農水省管轄の地球環境保全と森林に関する懇談会報告書参考)
森林に関連して、次のような課題があるといわれています。

1. 森林経営の充実・・・日本の国土の約70%近くは森林、そのうちの60%は個人や会社が所有する私有林。所有者が計画的に森林の整備・保全・育成策を持続できる対策が必要。
2. 緑化・緑のネットワークの形成・・・奥山の森林から里山、都市の緑に至るまでの生態的ネットワークの形成が必要。
3. 多様な主体による森林づくりと教育・学習の推進・・・ボランティアなどについての森林所有者の受入条件の調整や技術力の向上、住民の雇用やNPOとの連携など、国民参加による森林づくり、及び子供たちの「創造する力」などを育てる観点から森林に関する教育・学習の推進が重要。
4. 林業生産活動の効率化・・・林業の持続的、健全な発展が必要であり、林業経営の規模拡大、生産方式の合理化、所有と経営の分離などの改革が重要。

「まちづくり」に必要な緑化のあり方は・・・

日本の街や事業所などは、ともすれば基準となる緑化率について、未達のケースがありがちです。そのような状況では、条件の許される範囲で緑の表面積を増やしてアメニティーの創出や酸素の確保が必要です。

そのために広葉樹や用地上許される範囲で高木を採用して、実質的に「緑」の確保が必要と思われます。また街路樹を整備して、街の公園や平地林と結ぶ「緑の回廊」づくりは、街に豊かさを与えることでしょう。

ご存知ですかコーナー

エコツーリズム
ecotourism



エコロジー(ecology)とツーリズム(tourism)を組み合わせた造語で、環境との共生をより重視した旅の形態をいいます。「観光を通じて環境並びに文化的な理解を深め、その与えてくれるものへの感謝とそれを保護することを促進し、生態環境的に持続していく観光産業をさす」もので、1980年代後半に登場しました。

自然や環境に対する人々の意識が高まる中、従来、自然環境を悪化させる要因の一つとされてきたマス・ツーリズム(大衆観光)に代わる新しい観光のあり方として、近年注目されています。

IT・人・文化

1. 不登校生とIT

情報技術(IT)を使って、不登校生を救おうとITサポート制を採用している人口が10万人の岐阜県可児市の取り組みが、先日NHKテレビのある番組で取り上げられていました。

教師志望の熱意ある女子大生がITサポートとなって、人間不信に陥っている不登校の女子中学生に対して、少女の目線に立ってメールで熱心に呼びかけるサポーターに、やがて少女は返信するようになり、心を開いてくれた女子中学生がいくつかの段階をへて、登校へこぎ着けるまでの経緯。

不登校問題に詳しい大学教授は、この事例で肝心なことは、ITを大切な手段にしただけでなく、熱意をもって適切に対応する「人の質」が功を奏していることを指摘。

2. ユビキタス技術の利用

4月22日付の日本経済新聞の解説欄で、国産ソフト「トロン」の開発者としても著名な東大教授の坂村 健さんは、
技術を役立たせることができる
中で、要旨こう話されています。

今の動き

「いつでも、どこでも」コンピュータ
ユビキタス技術の利用に関する解説の

『そもそもラテン語由来の宗教用語である「ユビキタス」の本来の意味は、「神様がいつでもどこでも、ご覧になっている」というもので、欧米には性悪説的な不信が基本にあって、「だから行いを正しくしなさい。」という外部化されたモラルにつながるといわれる。米国では出荷された商品が販売されるまでに抜き取りにより3割近くがなくなるという。そこで無線自動識別の電子荷札を製品などにつければ紛失を監視できる。ユビキタスが監視の図式を欧米人に思い浮かばせるのかもしれない。しかし、一神教ではない日本で考えるユビキタスは、むしろ「八百万の神」である。すべてを見通す畏れ多い神ではない。小さな神が身の回りのものすべてに宿り、それらがネットワークを組んで、人々を「それなりに」助けてくれるイメージだ。我々のモデルでは、そのような小さな神々と会話するため、個人が持つ携帯端末である「ユビキタス・コミュニケータ」が重要になる。無線式の構内情報通信網(LAN)や携帯電話でネットワークと交信できる多様な通信機能を持った一人一台の標準端末である。要はユビキタス技術の利用は実生活に深く結びついているため、その国の文化や国民性の違いによる配慮が必要で、世界標準(グローバルスタンダード)については慎重に検討しなければならない。』

第5回ラベンダーまつり

まちネットも参加・草花を販売します。



古河市の「香りのまちづくり事業」の一環としての「ラベンダーまつり」は毎年6月に行われていますが、今年で5回目を迎え、下記の内容で行われます。会場でご家族やお友達と楽しい日曜をお過ごし下さい。

とき ・ 6月20日(日) AM10:00 ~ 14:00

ところ ・ 古河市福祉の森会館北側 森のハーブ園 (雨天時は福祉の森会館)

内容 ・ ラベンダー香りのスティック・ラベンダーのブーケ
ミニコンサート(古河吹奏楽団、ロシータバンド、フラダンス、ハワイアン
創原太鼓)
ラベンダー花穂販売・ハーブミニ料理コーナー・アロマセラピー体験コーナー
その他楽しいイベントをたくさん企画

詳細 ・ 詳細・お問い合わせは古河市地球環境課へ(代)0280-22-5111



市民紙上セミナー

暮らしと金融を考える(8)

講師・高橋 昭夫 先生
日本ファイナンシャルプランナー協会正会員
栃木県金融広報委員会推進委員

< 株式投資 >

1) 株式とは

株式会社における出資者の持分を指すが、一般的にはこの持分(株主権)を表示した株券のことを株式ということが多い。

2) 株主の主な権利

経営参加権

会社の経営に参加できる権利。具体的には株主総会に参加して、持ち株数に応じた議決権を行使できる。

利益配当請求権

会社から利益の配当を受けられる権利

残余財産分配請求権

会社が解散したとき、残った財産を持ち株数に応じて分けてもらえる権利。

3) 株式の種類

普通株

標準的な株式で、制約あるいは優先権がない株式。

優先株

利益配当請求権あるいは、残余財産分配請求権について優先的な地位を与えられている株式。

劣後株

利益配当請求権あるいは、残余財産配分請求権について普通株に対して地位が劣る株式。

4) 株式市場

株式の売買が行われている証券取引所は、東京証券取引所をはじめ全国で5ヶ所(東京、大阪、名古屋、札幌、福岡)。

5) 実際の売買

注文方法

- ・指値注文 値段をはっきり指定して注文する方法。
- ・成り行き注文 値段を指定せず注文する方法。

名義変更

- ・名義変更後はじめて株主になれ、配当や増資新株を受け取る事ができる。
- ・保管振替制度を利用すれば、名義変更をせずに配当などを受け取れる。